



# 愛媛県報

発行 愛媛県

平成19年5月11日金曜日 第1860号

### ◇ 目次 ◇

土地改良区の定款変更の認可(2件).....	550
土地改良区の管理規程の認可.....	550
新たな土地改良事業の施行の認可(3件).....	551
市営土地改良事業の施行の同意(6件).....	551
町営土地改良事業の施行の同意.....	552
保安林の指定.....	552
道路の供用開始(一般国道317号).....	552
道路の区域変更(県道松山港内宮線).....	553
道路の供用開始( " ).....	553
道路の供用開始(一般国道494号).....	553
道路の区域変更(県道小田河辺大洲線).....	553
道路の供用開始( " ).....	554
開発行為に関する工事の完了.....	554
道路の位置の指定.....	554

### 公 告

教育情報通信ネットワークシステム運用管理業務の委託..... 554

### 人事委員会規則

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則..... 555

### 人事委員会公告

平成19年度愛媛県職員採用候補者(上級)試験公告..... 557

### 雑 報

裁決手続開始の決定の公告..... 560

この県報に掲載される入札告示、落札者等の告示及び入札公告は、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

### 告 示

#### ○愛媛県告示第892号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により、道前平野土地改良区の定款の変更を認可した。

平成19年5月11日

愛媛県知事 加戸守行

#### ○愛媛県告示第893号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により、松山市南吉田町土地改良区の定款の変更を認可した。

平成19年5月11日

愛媛県知事 加戸守行

#### ○愛媛県告示第894号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第57条の2第1項の規定により、伊予郡砥部町土地改良区の銚子ダム(管理事務所、電気施設、

通信施設、その他の附帯施設を含む。以下「ダム」という。)の管理規程を認可したので、同条第4項の規定に基づき、当該管理規程の概要を次のとおり公告する。

平成19年5月11日

愛媛県知事 加戸守行

#### 1 貯水、放水又は取水に関する事項

##### (1) 貯水に関する事項

ア ダムの満水位は標高403.5メートル、最低水位は標高374.5メートルとする。

イ 貯水方法は通年貯水とし、本取水口における流入量で不足を生じる場合は、集水用取水口から水利使用規則の制限範囲内において必要量を取水し、注水するものとする。

ウ かんがい用水のための利用は、標高374.5メートルから標高403.5メートルまでの容量、最大770,000立方メートルを利用して行うものとする。

##### (2) 放水に関する事項

ア ダムの土砂吐ゲートから放流を行う場合の放流量は、毎秒1.0立方メートルを超えてはならない。

イ ダム管理責任者(以下「管理者」という。)は、ダムから放流することによって下流の水位に著しい変動を生ずると認めるときは、砥部町、愛媛県、松山南警察署及び国土交通省四国地方整備局に通知するとともに、一般に周知させるため必要な措置をとらなければならない。

##### (3) 取水に関する事項

ア かんがい期間は通年とする。

イ かんがい用水のためのダムからの取水量は、最大取水量が毎秒0.382立方メートル以内、一日最大取水量が22,800立方メートル以内、年間総取水量が1,440,000立方メートル以内を基準とする。

#### 2 その他管理規程に記載されている事項

##### (1) ダムの操作、点検及び整備に関する事項

ア 取水ゲートは、貯水位に応じ、上位ゲートより順次開扉するものとする。

イ 土砂吐ゲートは、常に閉塞しておくものとし、次の各号の一に該当する場合には、これを操作するものとする。

(ア) 下流における他の河川の使用のため必要な河川の流量を確保する必要があるとき。

(イ) ダムの水位を満水位より上昇させないため必要があるとき。

(ウ) ダムその他銚子貯水池(以下「貯水池」という。)内の施設又は工作物の点検又は整備のため必要があるとき。

(エ) 堤体等を監査し又は補修するため、貯水位を低下させる必要があるとき。

(オ) 貯水池内の堆砂、土砂を除去するとき。

(カ) その他やむを得ない理由により貯水位を低下させる必要があるとき。

ウ 管理者は、堤体、ゲート、ゲートを操作するために必要な

機械及び器具、警報、通信連絡及び観測のために必要な設備、管理のために必要な船舶及び車輛並びにこれらの操作のために必要な資材を常に良好な状態に保つための点検及び整備を行わなければならない。

(2) 緊急事態における措置に関する事項

ア 管理者は、次の各号の一に該当する場合には、洪水警戒体制をとらなければならない。

(ア) 松山地方気象台から関係地域に対して降雨に関する注意報又は警報が発せられたとき。

(イ) その他洪水が予想されるとき。

イ 管理者は、洪水警戒体制をとったときは、職員を呼集してそれぞれ担当部署に配置し、次の各号に掲げる措置をとらなければならない。

(ア) 関係の気象台、市町、土地改良区その他の機関との連絡並びに気象、水象に関する観測及び情報の収集を密接に行うこと。

(イ) 最大流入量、洪水総量、洪水継続時間及び流入量の時期的変化を予測すること。

ウ 管理者は、松山地方気象台発表の震度階級4以上である地震が発生したときは、直ちに堤体等の異常の有無を点検し、異常を認めるときは速やかに必要な措置をとらなければならない。

エ 管理者は、ダムの貯水状況及び長期にわたる降雨量の予報等を勘案して、かんばつの恐れがあると認めるときは、関係機関と協議し、取水に関する節水計画をたて、著しい用水不足を生じないように努めなければならない。

(3) その他施設の管理に関し必要な事項

ア 管理者は、気象及び水象について、次に掲げる事項を定期的に観測しなければならない。

(ア) 気象関係

天気、風向、風速、気温、相対湿度、気圧、降雨量等

(イ) 水象関係

貯水位、流入量、放流量、取水量、水温等

イ 管理者は、毎年1回又は洪水の直後が必要であると認めるときは、ダムの堆砂状況を調査しなければならない。

ウ 管理者は、堤体の変位（沈下・移動量）、漏水量等について調査又は観測を行わなければならない。

エ 管理者はダム管理日誌を備え、次の各号に掲げる事項について記録しなければならない。

(ア) ア、イ及びウによる調査又は観測の結果

(イ) ダムの状況及び点検整備に関する事項

(ウ) 緊急時における措置に関する事項

(エ) ゲートの操作を行ったときは、操作の理由、操作の時刻、開度、取水量又は放流量

(オ) その他ダムの管理に関する事項

○愛媛県告示第895号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第1項の規定により、丹原町土地改良区から認可申請のあった新たな土地改良事業（暗渠排水事業・石経地区）の施行を平成19年4月25日認可した。

平成19年5月11日

愛媛県知事 加戸守行

○愛媛県告示第896号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第1項の規定により、丹原町土地改良区から認可申請のあった新たな土地改良事業（農業用排水施設整備事業・石経地区）の施行を平成19年4月25日認可した。

平成19年5月11日

愛媛県知事 加戸守行

○愛媛県告示第897号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第1項の規定により、丹原町土地改良区から認可申請のあった新たな土地改良事業（農業用排水施設整備事業・川根・徳能地区）の施行を平成19年4月25日認可した。

平成19年5月11日

愛媛県知事 加戸守行

○愛媛県告示第898号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第1項の規定により、松山市から協議のあった市営土地改良事業（農業用道路整備事業・林ノ山地区）の施行に平成19年4月25日同意した。

平成19年5月11日

愛媛県知事 加戸守行

○愛媛県告示第899号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第1項の規定により、松山市から協議のあった市営土地改良事業（ため池等整備事業・円福寺地区）の施行に平成19年4月25日同意した。

平成19年5月11日

愛媛県知事 加戸守行

○愛媛県告示第900号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第1項の規定により、松山市から協議のあった市営土地改良事業（ため池等整備事業・河原地区）の施行に平成19年4月25日同意した。

平成19年5月11日

愛媛県知事 加戸守行

○愛媛県告示第901号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第1項の規定により、伊予市から協議のあった市営土地改良事業（ため池等整備事業・米湊大池地区）の施行に平成19年4月25日同意した。

平成19年5月11日

愛媛県知事 加戸守行

○愛媛県告示第902号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第1項の規定により、宇和島市から協議のあった市営土地改良事業（県単独補助土地改良事業（かんがい排水）・遠近地区）の施行に平成19年4月25日同意した。

平成19年5月11日

愛媛県知事 加戸守行

## ○愛媛県告示第903号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第1項の規定により、宇和島市から協議のあった市営土地改良事業（県単独補助土地改良事業（かんがい排水）・中山池地区）の施行に平成19年4月25日同意した。

平成19年5月11日

愛媛県知事 加戸守行

## ○愛媛県告示第904号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第1項の規定により、上島町から協議のあった町営土地改良事業（ため池等整備事業・岩城池の谷地区）の施行に平成19年4月25日同意した。

平成19年5月11日

愛媛県知事 加戸守行

## ○愛媛県告示第905号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成19年5月11日

愛媛県知事 加戸守行

## 1(1) 保安林の所在場所

南宇和郡愛南町緑丙444の1、丙444の2

## (2) 指定の目的

水源のかん養

## (3) 指定施業要件

## ア 立木の伐採の方法

(ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。

緑丙444の1・丙444の2（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）

(イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

## イ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

## 2(1) 保安林の所在場所

今治市玉川町鈍川字山本庚8の1、庚11の2

## (2) 指定の目的

土砂の流出の防備

## (3) 指定施業要件

## ア 立木の伐採の方法

(ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。

字山本庚8の1・庚11の2（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）

(イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

## 3(1) 保安林の所在場所

今治市馬島字馬島乙686の1

## (2) 指定の目的

土砂の崩壊の防備

## (3) 指定施業要件

## ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

## イ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

## 4(1) 保安林の所在場所

西宇和郡伊方町塩成字姥水乙701の1

## (2) 指定の目的

土砂の崩壊の防備

## (3) 指定施業要件

## ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

## イ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

## 5(1) 保安林の所在場所

八幡浜市保内町宮内7番耕地99、8番耕地215の1、8番耕地216

## (2) 指定の目的

土砂の流出の防備

## (3) 指定施業要件

## ア 立木の伐採の方法

(ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。

保内町宮内8番耕地215の1（次の図に示す部分に限る。）

(イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

## イ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を愛媛県庁並びに関係市役所及び町役場に備え置いて縦覧に供する。）

## ○愛媛県告示第906号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、今治地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成19年5月11日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
一般国道	317号	今治市玉川町龍岡下字小川丁117番2から 同町龍岡下字小川丁114番9まで	平成19年5月11日

○愛媛県告示第907号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、松山地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成19年5月11日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新別	敷 地 の 員 幅	延 長	備 考
県 道	松山港内宮線	松山市和気町一丁目116番5から 同町一丁目187番地先まで	旧	メートル 4.8～19.3	キロメートル 0.031	
			新	6.5～21.4	0.031	

○愛媛県告示第908号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、松山地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成19年5月11日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	松山港内宮線	松山市和気町一丁目117番7から 同町一丁目187番地先まで	平成19年5月11日

○愛媛県告示第909号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、松山地方局久万高原土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成19年5月11日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
一般国道	494号	上浮穴郡久万高原町笠方1722番4から 同町笠方1722番1地先まで	平成19年5月11日

○愛媛県告示第910号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、八幡浜地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成19年5月11日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	小田河辺大洲線	大洲市肱川町山鳥坂2240番	旧	メートル 11.8~13.0	キロメートル 0.014	
			新	13.0~49.0	0.014	

○愛媛県告示第911号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、八幡浜地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成19年5月11日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	小田河辺大洲線	大洲市肱川町山鳥坂2240番	平成19年5月11日

○愛媛県告示第912号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。

平成19年5月11日

愛媛県知事 加戸守行

検 査 済 証 の 番 号 及 び 交 付 年 月 日	工 事 を 完 了 し た 開 発 区 域 又 は 工 区 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称	開 発 許 可 を 受 け た 者 の 住 所 及 び 氏 名
19松局建（開）第4号 平成19年4月23日	伊予市宮下字三楽469番1、469番1地先農道、469番1地先水路、同市宮下字井出上489番2、490番1、490番1地先農道、490番1地先水路	松山市北井門二丁目1番14号 株式会社上浮穴産業 代表取締役 西岡三弘

○愛媛県告示第913号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定する。

平成19年5月11日

愛媛県知事 加戸守行

- 1 道路の位置  
四国中央市下柏町字黒澤 268番4及び268番4地先農道
- 2 申請人の住所氏名  
四国中央市川之江町1856番地35  
アルファ・プランニング 吉田 茂生  
四国中央市上柏町966番地4  
内田 操  
四国中央市下柏町1143番地1  
三鍋 和洋
- 3 図面省略

公 告

○公 告

次のとおり一般競争入札に付する。

平成19年5月11日

愛媛県知事 加戸守行

- 1 入札に付する事項
  - (1) 件名

- 教育情報通信ネットワークシステム運用管理業務
- (2) 委託業務名及び数量  
教育情報通信ネットワークシステム運用管理業務 一式
- (3) 委託業務の内容等  
入札説明書及び仕様書による。
- (4) 委託期間  
平成19年10月1日から平成24年9月30日まで
- (5) 委託業務の履行場所  
知事が指定する場所
- (6) 入札方法  
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- 2 入札に参加する者に必要な資格  
知事の審査を受け、営業種別「その他」について平成18年度及び平成19年度の製造の請負等に係る一般競争入札に参加する資格を有すると認められた業者で、次の事項に該当するもの
  - (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
  - (2) 委託業務と同程度のネットワークシステム運用管理業務の実

績を有し、委託業務について、適切かつ迅速に履行し得る体制が整備されていることを証明した者であること。

- (3) 開札の日において、知事が行う指名停止の期間中にない者であること。

3 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出先、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先

愛媛県教育委員会事務局教育総務課総務係
〒790 8570
愛媛県松山市一番町四丁目4番地2
電話 (089)912 2921

- (2) 入札書の受領期限
平成19年6月21日(木)午前10時
(3) 入札説明書の交付方法
平成19年5月11日(金)から6月20日(水)までの執務時間中(月曜日から金曜日までの午前8時30分から午後5時30分までをいう。以下同じ。)に(1)に掲げる場所で交付する。

- (4) 開札の日時及び場所
平成19年6月21日(木)午前10時
愛媛県庁第一別館9階会議室1

- (5) 入札書の提出方法
持参又は郵送(書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの。以下「郵便等」という。)により提出すること。電送による提出は、認めない。

- (6) 郵便等による入札の取扱い
郵便等による入札の場合は、入札書は、平成19年6月20日(水)午後5時30分までに、(1)に掲げる場所に必着のこと。

4 その他

- (1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
(2) 入札保証金
愛媛県会計規則(昭和45年愛媛県規則第18号)第135条から第137条までの規定による。

- (3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、競争入札参加資格審査申請書(以下「申請書」という。)を知事に提出し、入札参加資格の確認を受けること。申請書は、持参して提出することとし、郵便等又は電送によるものは、受け付けない。

なお、知事から当該書類の内容に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

ア 申請書の受付期間

平成19年5月11日(金)から5月23日(水)までの執務時間中

イ 受付場所

3の(1)に掲げる場所

- (4) 入札の無効

2に掲げる資格を有しない者の提出した入札書及び入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は、無効とする。

- (5) 契約書作成の要否

要

- (6) 落札者の決定方法

委託業務を履行できると知事が判断した入札者であって、愛媛県会計規則第133条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。

- (7) その他

詳細は、入札説明書による。

5 Summary

- (1) Nature and quantity of the service to be rendered: Operational management for Educational Information and Communication Network System, one complete set
(2) Time limit of tender: 10:00 a.m., 21 June 2007 (tenders submitted by mail: 5:30 p.m., 20 June 2007)
(3) For further information, please contact: General Affairs Section, Education General Affairs Division, Board of Education, Ehime Prefectural Government, 4-4-2 Ichibancho, Matsuyama, Ehime 790 8570 Japan
TEL 089 912 2921

人事委員会規則

○愛媛県人事委員会規則13-155

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成19年5月11日

愛媛県人事委員会委員長 稲瀬道和

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

管理職員等の範囲を定める規則(愛媛県人事委員会規則13-16)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

Table with 2 main columns: 改正後 (After Amendment) and 改正前 (Before Amendment). Each column contains a table for '別表 (第2条、第3条関係)' (Annex Table) with sub-columns for '機関' (Institution) and '職' (Position). The 'After' table lists '知事 本庁' and '部長 局長 技術監 えひめプ'. The 'Before' table lists '知事 本庁' and '部長 局長 技術監 えひめプ'.

部 局		<p>ランド推進統括監 危機管理監          原子力安全対策推進監 循環型社会推進監 医監 えひめブランド推進監 高速道路推進監          技幹 課長 室長 課長補佐 室長補佐 技術課長補佐 技術室長補佐 所長 構造改革班長 専門員(秘書課及び財政課に属するもの並びに人事係、組織定員係、能力審査係)、給与係及び法令係が所掌する事務の全部又は一部を専門事項とするものに限る。) 秘書 検査班長 船長 調整管理係長 政策・予算係長 企画調整課企画係長 広域政策係長 地域政策係長 人事係長 組織定員係長 能力審査係長 給与係長 福利健康係長 年金係長 人事課職員厚生室 共済係長 広報係長 報道係長 広聴係長 庁舎管理係長 自動車係長 守衛係長 法令係長 表彰係長 担当係長(秘書課及び財政課に属するもの、予算を担当するもの並びに人事係、給与係、福利健康係及び法令係が所掌する事務の一部を管理するものに限る。) 主任(秘書課及び財政課並びに人事係、組織定員係、能力審査係)、給与係及び法令係に属するものに限る。) 主事(秘書課及び財政課並びに人事係、組織定員係、能力審査係)、給与係及び法令係に属するものに限る。)</p>	部 局		<p>ランド推進統括監 危機管理監          原子力安全対策推進監 循環型社会推進監 医監 えひめブランド推進監 高速道路推進監          技幹 課長 室長 課長補佐 室長補佐 技術課長補佐 技術室長補佐 所長 構造改革班長 専門員(秘書課及び財政課に属するもの並びに人事係、組織定員係、能力開発係、行政審査係、給与係及び法令係が所掌する事務の全部又は一部を専門事項とするものに限る。) 秘書 検査班長 船長 調整管理係長 政策・予算係長 企画調整課企画係長 広域政策係長 企画調整課振興係長 人事係長 組織定員係長 能力開発係長 行政審査係長 給与係長 福利健康係長 年金係長 人事課職員厚生室 共済係長 広報係長 報道係長 広聴係長 庁舎管理係長 自動車係長 守衛係長 法令係長 表彰係長 担当係長(秘書課及び財政課に属するもの、予算を担当するもの並びに人事係)、福利健康係及び法令係が所掌する事務の一部を管理するものに限る。) 主任(秘書課及び財政課並びに人事係、組織定員係、能力開発係、行政審査係、給与係及び法令係に属するものに限る。) 主事(秘書課及び財政課並びに人事係、組織定員係、能力開発係、行政審査係、給与係及び法令係に属するものに限る。)</p>
出 先 機 関	<p>省略          子ども療育センター          省略          省略          衛生環境研究所          省略          心と体の健康センター          省略          省略</p>	<p>所長 事務局長 副所長 事務局次長 看護部長          副所長 課長 室長          省略</p>	出 先 機 関	<p>省略          愛媛整肢療護園          省略          医療技術短期大学          省略          衛生環境研究所          省略          精神保健福祉センター          健康増進センター          省略</p>	<p>園長 副園長 事務局長 事務局次長 総看護長          学長 事務局長 課長 図書館長          所長 課長 室長          省略          所長 課長 医監</p>

	果樹試験場	場長 所長 室長(育種栽培室長を除く。) 総務課長 分場長
	省略	
出納局		会計管理者 局長 課長 課長補佐
省略		

備考

- この表の知事部局の項中「本庁」とは愛媛県行政組織規則(昭和55年愛媛県規則第15号)第2章に規定する本庁(出納局を除く。)をいい、「出先機関」とは同規則第3章に規定する地方機関をいう。
- 3 省略

	果樹試験場	場長 次長 室長 総務課長 分場長
	省略	
出納事務局		局長 課長 課長補佐 主任(会計指導係に属するもののうち、秘書事務を担当するものに限る。)
省略		

備考

- この表の知事部局の項中「本庁」とは愛媛県行政組織規則(昭和55年愛媛県規則第15号)第2章に規定する本庁(出納事務局を除く。)をいい、「出先機関」とは同規則第3章に規定する地方機関をいう。
- 3 省略

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

人事委員会公告

○愛媛県人事委員会公告第3号

平成19年度愛媛県職員採用候補者(上級)試験公告

平成19年5月11日

愛媛県人事委員会

松山市一番町四丁目4番地2 愛媛県庁内 〒790-8570  
電話(089)912-2826  
愛媛県ホームページ <http://www.pref.ehime.jp/>

平成19年度愛媛県職員採用候補者(上級)試験を次のとおり行います。

1 受付期間

(1) 申込書を持参又は郵送する場合

平成19年5月14日(月)から6月1日(金)までの執務時間中(月曜日から金曜日までの午前8時30分から午後5時30分まで)受け付けます。

なお、郵送の場合は、同日までの消印のあるものに限り、受け付けます。

(2) インターネットを利用して申し込む場合

平成19年5月15日(火)から5月24日(木)までに届いたものに限り、受け付けます。

2 試験区分、採用予定人員及び職務内容

試験は、次の試験区分ごとに行いますが、このうち希望するいずれか一つについて受験の申込みができます。

試験区分	採用予定人員	職務内容
行政事務	13人程度	知事の事務部局、公営企業管理者の事務部局等の本庁又は地方機関に勤務し、一般行政事務に従事します。
警察事務	1人程度	警察本部又は警察署に勤務し、警察事務に従事します。
児童指導員	2人程度	知事の事務部局の本庁又は子ども療育センター等の地方機関に勤務し、入所児等の生活指導の業務に従事します。
電気・電子	1人程度	知事の事務部局又は公営企業管理者の事務部局の本庁又は地方機関に勤務し、発電施設等の県有施設の設計・施工・維持管理、情報通信等に関する試験研究等の業務に従事します。
薬剤師	2人程度	知事の事務部局又は公営企業管理者の事務部局の本庁又は地方機関に勤務し、薬事・医薬品製造・食品衛生等に関する指導、医薬品の調剤・製剤、衛生・環境に関する試験研究等の業務に従事します。
心理判定員	1人程度	知事の事務部局の本庁又は児童相談所等の地方機関に勤務し、児童、保護者等や障害者に対するカウンセリング、心理療法その他の相談、指導の業務に従事します。

3 受験資格



- (1) 昭和53年4月2日から昭和61年4月1日までに生まれた者（昭和61年4月2日以降に生まれた者で、学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づく大学（短期大学を除く。）又はこれと同等と人事委員会が認めるもの（以下「大学等」という。）を卒業した者及び平成20年3月末日までに大学等を卒業する見込みの者を含む。）
- (2) 日本の国籍を有する者
- (3) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条各号のいずれにも該当しない者
- (4) 児童指導員、薬剤師及び心理判定員については、次に該当する者

試験区分	受 験 資 格
児童指導員	児童指導員の資格を有する者又は平成20年3月末日までにこの資格を取得する見込みの者
薬剤師	薬剤師の免許を有する者又は平成20年5月末日までにこの免許を取得する見込みの者
心理判定員	学校教育法に基づく大学（短期大学を除く。）において、心理学を専修する学科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者（平成20年3月末日までに卒業する見込みの者を含む。）又はこれに準ずる資格を有すると人事委員会が認める者

4 試験の方法等

- (1) 試験は、第1次試験及び第2次試験とし、次のとおり行います。  
 なお、第2次試験は、第1次試験に合格した者に対して行います。

区分	試験・検査種目	配点	試験の内容
第1次試験	教養試験	50点	公務員として必要な一般的知識及び知能について、大学卒業程度の筆記試験を行います。（択一式50題、解答時間2時間30分）
	専門試験	40点	各試験区分に応じて必要な専門的知識及び技能について、大学卒業程度の筆記試験を行います。（択一式40題、解答時間2時間） なお、試験の出題分野は、おおむね別表のとおりです。
第2次試験	口述試験	290点	人物について総合的に評定するため、個別面接及び集団討論を行います。
	作文試験	50点	公務員として必要な識見、思考力、表現力等について、作文試験を行います。（課題2題、解答時間1時間30分）
	適性検査	-	職務遂行に必要な適性について、検査を行います。
	身体検査	-	職務遂行に必要な健康度について、所定の身体検査書の提出により検査を行います。

- (2) 最終合格者は、第1次試験の得点と第2次試験の得点を合計した総合得点の高い順に決定します。
- (3) 第1次試験、第2次試験の各試験、検査種目のうち、一定の基準に満たない種目がある場合には、総合得点にかかわらず不合格となります。
- (4) 教養及び専門試験の例題と前年度に出題した集団討論及び作文試験の課題を、愛媛県のホームページに掲載しています。また、愛媛県人事委員会事務局等において閲覧することもできます。

5 試験の日時、場所及び合格発表

区分	日 時	試験区分	場 所	合格発表
第1次試験	平成19年6月24日 （日曜日） 午前9時から 午後3時まで 〔午前 教養試験〕 〔午後 専門試験〕	行政事務	松山東高等学校 （松山市持田町二丁目2番12号）	平成19年7月中旬に愛媛県庁前掲示板に掲示するほか、合格した者に通知します。
		警察事務	松山南高等学校 （松山市末広町11番地1）	
		児童指導員		
		電気・電子		
		薬剤師		
		心理判定員		
第2次試験	第1次試験に合格した者に通知します。		平成19年8月下旬に愛媛県庁前掲示板に掲示するほか、合格した者に通知します。	

6 合格から採用まで

- (1) この試験の最終合格者は、愛媛県職員採用候補者として、試験区分ごとに作成する採用候補者名簿に記載されます。

この名簿は、原則として、平成20年4月以降の採用に対するもので、その有効期間は、この名簿に記載された日（合格通知書に記載）から1年間です。

- (2) 採用は、前記採用候補者名簿に記載された者のうちから任命権者（知事、公営企業管理者、教育委員会、警察本部長等）がそれぞれ選考を行い、決定します。したがって、採用候補者名簿に記載された者がすべて採用されるとは限りません。
- (3) 児童指導員、薬剤師及び心理判定員については、所定の時期までに資格又は免許を取得しなかった場合は、採用されません。

## 7 給与

初任給は、職員の給与に関する条例（昭和26年愛媛県条例第57号）等の規定により、原則として、次のとおり支給され、このほか該当者に対しては、扶養手当、住居手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当等が支給されます。

試 験 区 分	現 行 給 料 月 額
行政事務、警察事務、児童指導員、電気・電子、心理判定員	行政職給料表 1級25号給 170,200円
薬剤師	医療職給料表(□)2級1号給 176,100円

ただし、平成19年度は、知事等及び職員の給与の特例に関する条例（平成18年愛媛県条例第6号）等の規定に基づき、前記給料月額額の2.6%が減額されています。

## 8 受験手続

申込用紙の入手方法	愛媛県人事委員会事務局、愛媛県地方局総務県民部総務調整課（西条、今治、松山、八幡浜及び宇和島）、愛媛県東京事務所（東京都千代田区平河町二丁目6番3号都道府県会館内 電話（03）5212-9071）、愛媛県大阪事務所（大阪市西区江戸堀一丁目9番1号肥後橋センタービル内 電話（06）6441-2829）等で交付します。 なお、郵便により請求する場合は、必ず封筒の表に「上級請求」と朱書し、90円切手（1部につき）をはった、あて先明記の返信用封筒を同封してください。 また、愛媛県のホームページの電子行政サービス（申請書等電子配布サービス）から申込書等を印刷してとりだすこともできます。
申込方法及び受験票の交付	申込書及び受験票（申込みのときは、写真は、はらないこと。）には、必要な事項を記入して愛媛県人事委員会事務局へ提出してください。申込書の受付と同時に受験票を交付します。受付を終わった受験票には、最近6箇月以内に撮影した写真（上半身、脱帽、正面向き、縦6センチメートル、横4.5センチメートル）をはって試験当日持参してください。 なお、郵便により申し込む場合は、封筒の表に「上級申込み」と朱書し、受験票の表に必ずあて先を明記して50円切手をはったうえで、配達記録郵便又は簡易書留郵便により愛媛県人事委員会事務局へ送付してください。 受験票が6月18日（月）までに手元に届かない場合は、愛媛県人事委員会事務局へ問い合わせてください。 また、インターネット利用による申込方法等については、愛媛県のホームページの県・市町共同電子申請システムで確認してください。
受験手続その他の問い合わせ先	愛媛県人事委員会事務局へ問い合わせください。

## 9 試験結果の開示

この採用試験の結果については、愛媛県個人情報保護条例（平成13年愛媛県条例第41号）第27条第1項の規定に基づき、次のとおり口頭により開示を請求することができます。

開示を希望する場合は、受験者本人が、本人であることを確認できる書類（学生証又は身分証明書、運転免許証、旅券、合格通知書等）を持参のうえ、執務時間中（月曜日から金曜日までの午前8時30分（合格発表当日のみ、午後1時）から午後5時30分まで）に人事委員会事務局へ直接おいでください。

なお、電話、はがき等による開示の請求はできませんので、注意してください。

区 分	開示請求できる人	開 示 内 容	開 示 期 間	開 示 場 所
第1次試験	第1次試験不合格者	試験種目別得点、合計得点及び順位	合格発表の日から1週間	愛媛県人事委員会事務局
第2次試験	第2次試験受験者	第1次試験の試験種目別得点、合計得点及び順位並びに第2次試験の試験種目別得点、総合得点及び総合順位	合格発表の日から1週間	

## 別表（4関係）

### 専 門 試 験 の 出 題 分 野

試 験 区 分	出 題 分 野
行政事務 警察事務	政治学、行政学、憲法、行政法、民法、刑法、労働法、経済学、財政学、経営学、社会政策、国際関係

児 童 指 導 員	社会福祉概論（社会保障を含む。）、社会学概論、社会心理学、一般心理学、社会調査
電 気 ・ 電 子	数学、物理、電磁気学、電気回路、電気計測・制御、電気機器、電力工学、電子工学、情報・通信工学
薬 劑 師	物理化学、分析化学、無機化学、有機化学、生化学、薬剤学、衛生化学、生薬学、薬理学
心 理 判 定 員	一般心理学（心理学史、発達心理学、社会心理学を含む。）、教育心理学、応用心理学、社会調査、統計学

雑 報

○裁決手続開始の決定の公告

土地収用法（昭和26年法律第219号）第45条の2の規定により、平成19年4月25日次のとおり裁決手続開始の決定をしたので公告する。  
平成19年5月11日

愛媛県収用委員会  
会長 矢野 隆三

- 1 起業者の名称  
新居浜市
- 2 事業の種類  
東予広域都市計画道路事業3・4・3 駅前滝の宮線
- 3 収用の裁決手続の開始を決定した不動産の表示等

不 動 産 （ 土 地 ） の 表 示 等							土 地 所 有 者 住 所 氏 名	所有権以外の 権 利 の 表 示		関 係 人 住 所 氏 名
所 在	地 番	地 目		面 積				受 付 年 月 日 受 付 番 号	種 類	
		公 簿	現 況	公 簿 (㎡)	実 測 (㎡)	収用しようとする 土地の実測(㎡)				
愛媛県新居浜市政枝町一丁目	甲67番1	宅地	宅地	321.98	321.98	60.48	愛媛県新居浜市政枝町一丁目3番21号 加藤 哲司			
	甲68番3	田	宅地	119	121.47	29.99	愛媛県新居浜市政枝町一丁目3番21号 加藤 哲司			